

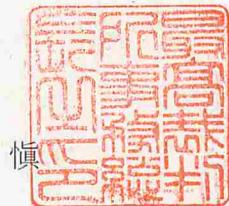
最高裁秘書第2032号

令和2年8月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

司法行政文書開示通知書

6月30日付け（7月1日受付、第020243号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 事務総局会議（第11回）議事録（片面で3枚）
- (2) 事務総局会議（第12回）議事録（片面で2枚）
- (3) 事務総局会議（第13回）議事録（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

事務総局会議（第11回）議事録

日時	令和2年5月8日（金）午前11時10分～午前11時20分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官
議事	令和2年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の非開催について 村田総務局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料
(5月8日開催)

事務総局会議配布資料

最高裁総一第●●●号

(庶ろー〇三)

令和2年●月●日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 中 村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の非開
催について（通知）

4月8日付け最高裁総一第312号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁
判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」による標記の会同については、開催
しないこととしました。

最高裁総一第●●●号

(庶ろ-03)

令和2年●月●日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 中村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の非開
催について（通知）

4月8日付け最高裁総一第313号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁
判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」による標記の会同については、開催
しないこととしました。

事務総局会議（第12回）議事録

日時	令和2年5月18日（月）午前11時15分～午前11時27分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、平城総務局第一課長、堀田人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官
議事	後見関係事件事務打合せの開催について 手嶋家庭局長説明（資料）
結果	◎了承
	秘書課長 大須賀 寛

(令和2. 5. 18家二印)

後見関係事件事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日
 - (1) 令和2年7月8日(水)
午後1時30分から午後4時30分まで
 - (2) 令和2年7月13日(月)
午後1時30分から午後4時30分まで
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と次の各裁判所を接続する方法により開催する。
 - (1) 2(1)の期日につき、大阪、広島、福岡及び仙台高等裁判所並びに前記各高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所
 - (2) 2(2)の期日につき、東京、名古屋、札幌及び高松高等裁判所並びに前記各高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所
- 4 打合せ事項 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、各家庭裁判所において取り組むべき運用上の課題
- 5 出席者
 - (1) 各高等裁判所の民事次席書記官1名
 - (2) 各高等裁判所の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名
 - (3) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名
 - (4) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の家事首席書記官又は家事次席書記官のいずれか1名
 - (5) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の総務課長1名

合計 40名

事務総局会議（第13回）議事録

日時	令和2年5月26日（火）午前10時00分～午前10時16分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 常置委員について 大須賀秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和2年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（本議事録別紙）</p> <p>3 令和2年度裁判所所管補正予算（第2号）について 氏本経理局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 3</p> <p>◎ 了承 2</p>

秘書課長 大須賀 寛

(別紙)

令和2年3月10日の総局会議に付議した令和2年度外国出張計画は、いずれもこれを取り消す。

(令和2. 5. 26秘書印)

常置委員

令和2年6月1日から同年7月20日まで及び同年8月31日から同年12月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷	池上裁判官
第二小法廷	草野裁判官
第三小法廷	戸倉裁判官

事務総局会議資料 第2
(5月26日開催)

資料1

令和2年度裁判所所管補正予算(第2号)について

(単位:千円)

区分	金額	備考
当初予算額	326,624,181	
補正要求額	1,259,066	
修正追加額	1,259,066	物件費 (裁判手続のIT化等) 1,259,066 ・遠隔通訳実施の環境整備 ・裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備
修正減少額	0	
補正後予算額	327,883,247	

令和2年度補正予算（第2号）の案件

裁判手続のIT化等

12億5900万円

1 遠隔通訳実施の環境整備

2億1500万円

遠隔通訳用機器の整備

LAN配線敷設作業

2 裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備 10億4400万円

J・NET回線増速及び基盤設定変更等作業

不正プログラム対策実施のためのセキュリティ製品の導入等

ウェブ分離ソリューションの導入等

外付けディスプレイ等の整備

※ 百万円未満四捨五入